

市貝町下水道事業經營戰略

農業集落排水事業

令和2年2月

市貝町建設課

目 次

1. 事業概要	1
(1) 事業の現況	1
(2) 民間活力	2
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	2
2. 経営の基本方針	3
3. 投資・財政計画(収支計画)	3
(1) 投資・財政計画(収支計画)	3
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定にあたっての説明	3
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	4
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	4
別紙添付	
投資財政計画表(収支計画)	5
経営比較分析表	7

市貝町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 市貝町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 2 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 元 年度 ~ 令和 10 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成2年度(28年)鴻之宿地区 平成16年度(14年)赤羽西南地区	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	2757.63(人/km ²)	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	2区(鴻之宿地区・赤羽西南地区)		
処理場数	2箇所(鴻之宿地区農業集落排水処理施設・赤羽西南地区農業集落排水処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	2区共に事業が完了しており、供用開始日が早い鴻之宿地区については公共下水道への統合を検討していく。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	世帯割: 2,095円 人数割: 524円/人						
業務用使用料体系の 概要・考え方	世帯割: 2,095円 人数割: 下記のとおり 鮮魚業 人数=店舗床面積(m ²)×0.10 店舗 人数=店舗床面積(m ²)×0.075 事務所 人数=床面積(m ²)×0.06 喫茶店 人数=店舗床面積(m ²)×0.10 飲食店 人数=店舗床面積(m ²)×0.2						
その他の使用料体系の 概要・考え方	世帯割: 2,095円 人数割: 下記のとおり 工場 人数=従業員等×0.30 集会所 人数=床面積(m ²)×0.02						
条例上の使用料*2 (20m ² あたり) ※過去3年度分を記載	平成28年度	3,602	円	実質的な使用料*3 (20m ² あたり) ※過去3年度分を記載 ※定額料金のため、左と同値	平成28年度	3,602	円
	平成29年度	3,602	円		平成29年度	3,602	円
	平成30年度	3,602	円		平成30年度	3,602	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m²あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m²を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1課4係12名(都市計画係4名)
事業運営組織	建設課は令和元年度現在で、課長1名、道路等の管理担当2名、事業担当2名、地籍調査担当3名並びに農業集落排水事業の所管である都市計画係4名の現在12名体制である。 都市計画係の4名で公共下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽事業を分担している状況である。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務(水質検査、汚泥成分検査等含む)、電気設備管理業務を民間業者に委託している。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続しつつ、他団体の実績等を踏まえ包括的民間委託等を検討していく予定であり、指定管理者制度については未検討である。
	ウ PPP・PFI	現在の民間委託を継続しつつ、他団体の実績等を踏まえ包括的民間委託等を検討していく予定であり、PPP・PFI制度については未検討である。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	農業集落排水事業については、2地区ともに事業が完了しており現在は維持管理が主になっている。エネルギー利活用事業については、他団体の視察等を行う中で検討していく。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和元年度に策定・公表した、平成30年度決算「経営比較分析表」を添付。
この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となる。
※直近の経営比較分析表を、市貝町ホームページ内で公表している。https://www.town.ichikai.tochigi.jp/forms/info/info.aspx?info_id=38496

2. 経営の基本方針

1) 適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還金)の大きな負担や維持管理の増加傾向から厳しい経営を迫られている。限られた財政状況の中で、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行っていく。また、将来的には、公営企業会計適用により独立採算制及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるように検討していく。

2) 効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組む。これまでと同様に民間委託の活用により業務効率化を図り、他団体で採用している「包括的民間委託」や「広域化」等の実績を精査し採用していくことで、より効率的な民間活用について検討していく。

3) 収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計からの負担区分を明確にして適正化を図る。また、収入の確保のために、使用料賦課業務を委託している芳賀中部上水道企業団と緊密に連携を取りながら使用料を確実に収入すると共に、国及び企業債の資金と的確に調達していく。

4) 水洗化の促進

公共用水域の水質保全のため、未接続者への周知を行い水洗化率の向上に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

1) 投資の目標に関する事項

管渠整備については既に完了しており、現在は維持管理が主となっている。

2) 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

施設の老朽化が進んでいることから、令和2年度に各施設の機能診断及び最適整備構想を策定し、機能強化事業の導入や公共下水道への統合を検討する。

② 収支計画のうち財源についての説明

1) 財源の目標に関する事項

事業が完了し建設改良を行っていないため、財源は使用料収入が主たるものである。また、起債償還については財政部局と調整し一般会計からの繰入金で賄うこととしている。

2) 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

事業が完了しており、使用人口の大幅な増加は見込めず使用料収入による営業が厳しくなることが予想されるため、収納率の向上及び水洗化の促進を図ることにより増収できるよう計画していく。また、使用料の改定については令和元年度に消費税増税分の改定を行い、今後の改定については急激な負担増を避けられるように、令和2年度実施の機能診断及び最適整備構想の結果から十分に検討して見直す予定である。

3) 企業債に関する事項

今後の企業債借入については、公営企業会計適用事業費の100%を発行可能限度額で計画する。償還計画については、一般会計の負担を考慮し償還期間及び据置期間を適正に設定していく。

4) 繰入金に関する事項

一般会計からの繰入金については、元利償還に充てる繰入のみで基準内で算定している。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

1) 民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)

現在の民間委託を継続しつつ、他団体の実績等を踏まえ包括的民間委託等を検討していく予定であるが、現状では経費削減につながるかは不透明なため、現在の委託費用に処理量増加に伴う加算分を加味して算定した。

2) 動力費に関する事項

処理水量の増加の割合と、それに伴う経費増の割合が必ずしも一致しないことから、令和2年度は予算ベースで算定し、以降は過去5年間の平均から算定した。

3) 修繕費に関する事項

令和2年度は予算ベースで算定し、以降は過去5年間の平均から算定した。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	機能診断及び最適整備構想の結果から、広域化・共同化・最適化について検討する。
投資の平準化に関する事項	処理場の機械設備等の老朽化が進み、更新時期を迎えるものも出てくるので耐用年数及び年間維持管理でのメンテナンス実績を勘案しながら計画的に実施し平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在の民間委託を継続しつつ、他団体の実績等を踏まえ包括的民間委託等を検討していく予定である。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和2年度実施の機能診断及び最適整備構想の結果から施設の状態を考慮しながら急激な負担増を避けられるように、十分に検討して見直す予定である。
資産活用による収入増加の取組について	資産活用については、現在のところ計画はない。
その他の取組	使用料の収入増を図るため、普及啓発活動に努めていく。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在の民間委託を継続しつつ、他団体の実績等を踏まえ包括的民間委託等を検討していく予定である。
職員給与費に関する事項	職員給与については一般会計で負担しており、変更する予定はない。
動力費に関する事項	電力自由化に伴う経費削減について検討していく。
薬品費に関する事項	施設維持管理委託契約の中で薬品については対応しており、適正かつ効率的な薬品使用に努め削減可能か検討していく。
修繕費に関する事項	修繕計画等を策定し、費用の平準化を図る。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について検討し、経費の削減及び効率化に努める。
その他の取組	水洗化の促進、収納率の向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取り組んでいく。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理を行い、5年に1回ごとの見直しえを行うことによりPDCAサイクルを効果的に回して、本経営戦略の事後検証、更新を行っていく。
---------------------	---

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収益的収入	1 総収入	49,421	50,469	50,200	50,414	52,666	52,500	52,400	51,900	51,900	51,400	51,300	51,300
	(1) 営業収入	22,436	22,012	22,200	22,600	25,000	25,000	24,900	24,900	24,900	24,900	24,800	24,800
	ア 料金の収入												
	イ 受託工事の収入												
	ウ その他												
	(2) 営業外収益	26,985	28,457	28,000	27,814	27,666	27,500	27,500	27,500	27,000	27,000	26,500	26,500
	ア 他会計繰入金	26,985	28,457	28,000	27,814	27,666	27,500	27,500	27,000	27,000	26,500	26,500	26,500
	イ その他												
	2 総費用	35,054	34,867	34,239	33,912	33,075	32,222	32,352	31,465	30,557	29,625	29,682	27,772
	(1) 営業費用	19,461	20,207	20,500	21,000	21,000	21,000	21,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
ア 職員給与費用													
イ 退職手当													
(2) 営業外費用	19,461	20,207	20,500	21,000	21,000	21,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	
ア 営業外費用	15,593	14,660	13,739	12,912	12,075	11,222	10,352	9,465	8,557	7,625	7,682	5,772	
イ 支払利息	12,521	11,627	10,739	9,912	9,075	8,222	7,352	6,465	5,557	4,625	4,682	2,772	
イ 一時借入金利息													
イ その他	3,072	3,033	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
3 収支差引	(A)-(D)	14,367	15,602	15,961	16,502	19,591	20,278	20,048	20,435	21,343	21,775	21,618	23,528
資本的収入	1 資本的収入	30,368	28,795	27,122	42,953	33,460	33,892	35,920	32,105	32,106	31,500	30,192	22,431
	(1) 地方債				5,500	4,950	4,220	5,400					
	(2) 他会計補助金	30,264	28,792	27,067	27,253	28,505	29,667	30,515	32,100	32,101	31,495	30,187	22,426
	(3) 他会計借入金												
	(4) 固定資産売却代金												
	(5) 国(都道府県)補助金				8,000								
	(6) 工事負担金												
	(7) その他	104	3	55	2,200	5	5	5	5	5	5	5	5
	2 資本的支出	44,728	45,622	44,328	59,645	52,046	53,165	56,063	52,635	53,544	53,370	52,005	46,154
	(1) 建設改良費用												
(2) 地方債償還金	44,728	45,622	44,328	45,155	47,096	48,945	50,663	52,635	53,544	53,370	52,005	46,154	
(3) 他会計長期借入金返還金													
(4) 他会計への繰出金													
(5) その他				14,490	4,950	4,220	5,400						
3 収支差引	(F)-(G)	△ 14,360	△ 16,827	△ 17,206	△ 16,692	△ 18,586	△ 19,273	△ 20,143	△ 20,530	△ 21,438	△ 21,870	△ 21,813	△ 23,723
資本的収支	1 資本的収入	30,368	28,795	27,122	42,953	33,460	33,892	35,920	32,105	32,106	31,500	30,192	22,431
	(1) 地方債				5,500	4,950	4,220	5,400					
	(2) 他会計補助金	30,264	28,792	27,067	27,253	28,505	29,667	30,515	32,100	32,101	31,495	30,187	22,426
	(3) 他会計借入金												
	(4) 固定資産売却代金												
	(5) 国(都道府県)補助金				8,000								
	(6) 工事負担金												
	(7) その他	104	3	55	2,200	5	5	5	5	5	5	5	5
	2 資本的支出	44,728	45,622	44,328	59,645	52,046	53,165	56,063	52,635	53,544	53,370	52,005	46,154
	(1) 建設改良費用												
(2) 地方債償還金	44,728	45,622	44,328	45,155	47,096	48,945	50,663	52,635	53,544	53,370	52,005	46,154	
(3) 他会計長期借入金返還金													
(4) 他会計への繰出金													
(5) その他				14,490	4,950	4,220	5,400						
3 収支差引	(F)-(G)	△ 14,360	△ 16,827	△ 17,206	△ 16,692	△ 18,586	△ 19,273	△ 20,143	△ 20,530	△ 21,438	△ 21,870	△ 21,813	△ 23,723

収支再差引	(E)+(I)	(J)	7	△ 1,225	△ 1,245	△ 190	1,005	1,005	△ 95	△ 95	△ 95	△ 95	△ 95	△ 195	△ 195
積立金	(K)	(J)	105		70	50	5	5	5	5	5	5	5	5	5
前年度からの繰越金	(L)	(L)	9,485	9,874	8,649	7,334	7,094	8,094	9,094	8,994	8,894	8,794	8,694	8,494	8,494
前年度繰上充用金	(M)	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	9,387	8,649	7,334	7,094	8,094	9,094	8,994	8,894	8,794	8,694	8,494	8,294	8,294
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	(O)													
実質収支	字	(P)	9,387	8,649	7,334	7,094	8,094	9,094	8,994	8,894	8,794	8,694	8,494	8,294	8,294
(N)-(O)	字	(Q)													
赤字比率	($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		62%	63%	64%	64%	66%	65%	63%	62%	62%	62%	62%	63%	69%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)	(R)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	(S)	22,436	22,012	22,200	22,600	25,000	25,000	24,900	24,900	24,900	24,900	24,900	24,800	24,800
地方財政法による 資金不足の比率	($\frac{(R)}{(S)} \times 100$)														
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	($\frac{(T)}{(V)} \times 100$)														
他会計借入金残高	(W)	(W)													
地方債残高	(X)	(X)	717,095	659,847	604,779	555,212	504,094	454,249	400,580	349,512	294,445	233,877	175,172	123,111	123,111

○他会計繰入金 (単位:千円)

区分	年度											
	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収益的収支分	26,985	28,457	28,000	27,814	27,666	27,500	27,500	27,000	27,000	26,500	26,500	26,500
うち基準内繰入金	25,314	27,467	27,000	27,814	27,666	27,500	27,500	27,000	27,000	26,500	26,500	26,500
うち基準外繰入金	1,671	990	1,000									
資本的収支分	30,264	28,792	27,067	27,253	28,505	29,667	30,515	32,100	32,101	31,495	30,187	22,426
うち基準内繰入金	24,685	25,173	24,067	27,253	28,505	29,667	30,515	32,100	32,101	31,495	30,187	22,426
うち基準外繰入金	5,579	3,619	3,000									
合計	57,249	57,249	55,067	55,067	56,171	57,167	58,015	59,100	59,101	57,995	56,687	48,926

経営比較分析表（平成30年度決算）

栃木県 市貝町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり家賃料(円)
-	該当数値なし	13.82	100.00	3,602

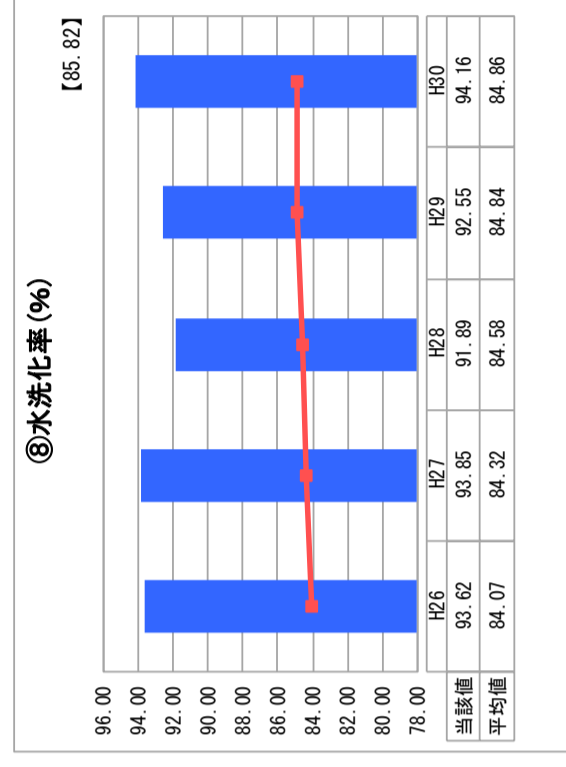
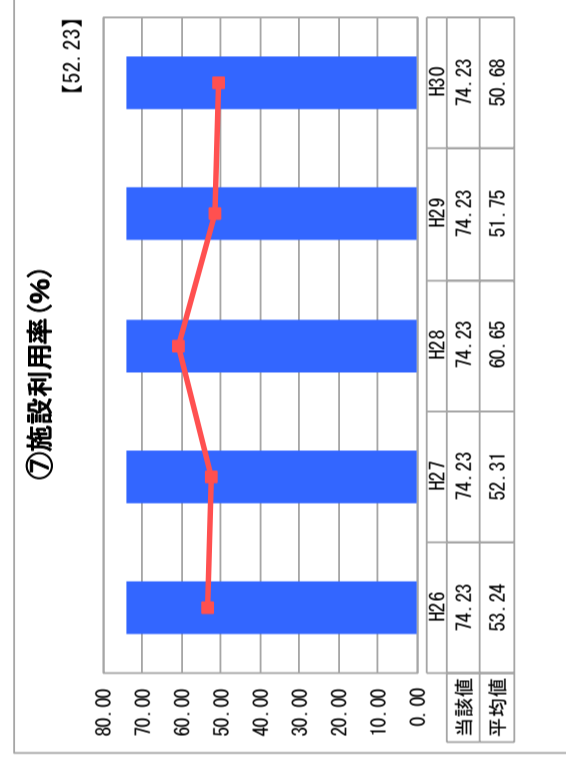
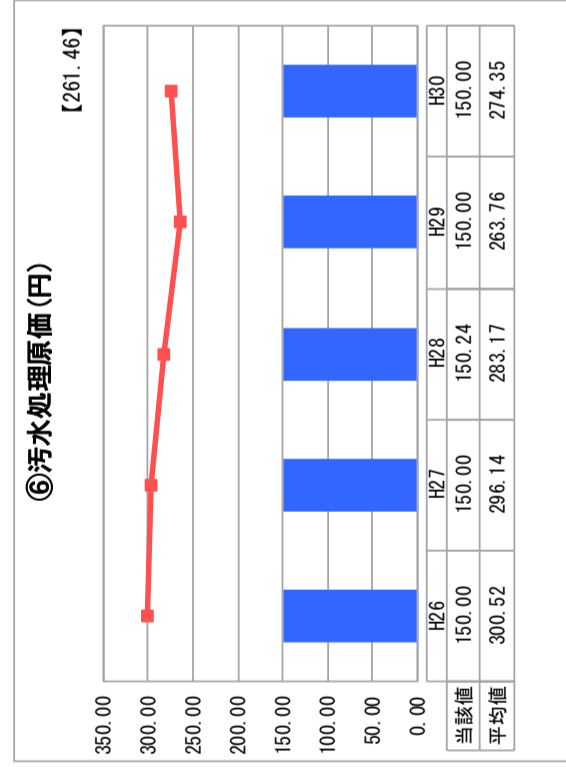
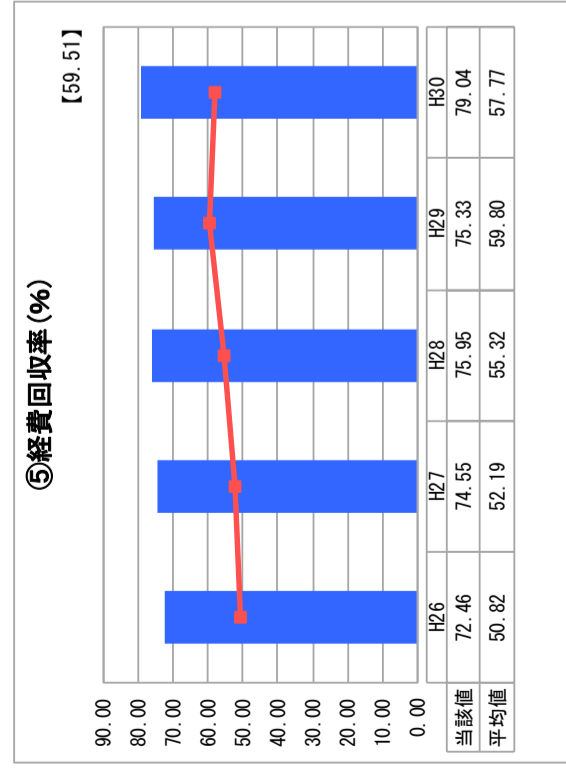
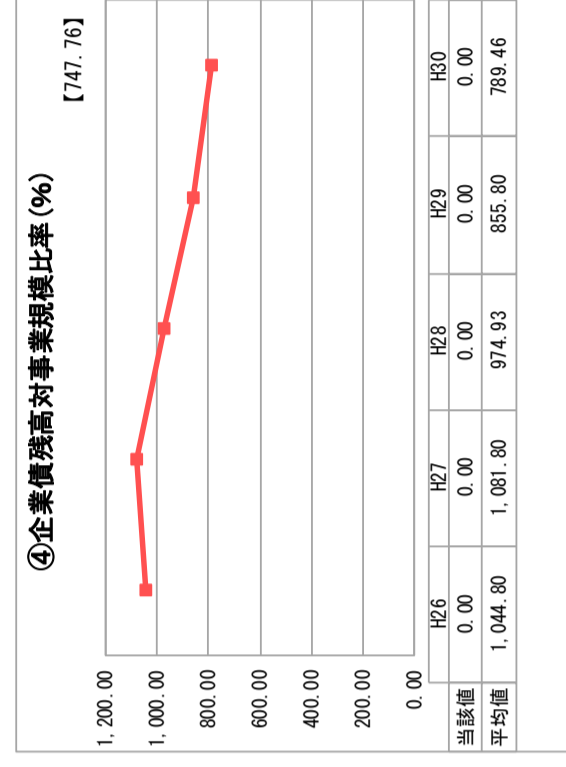
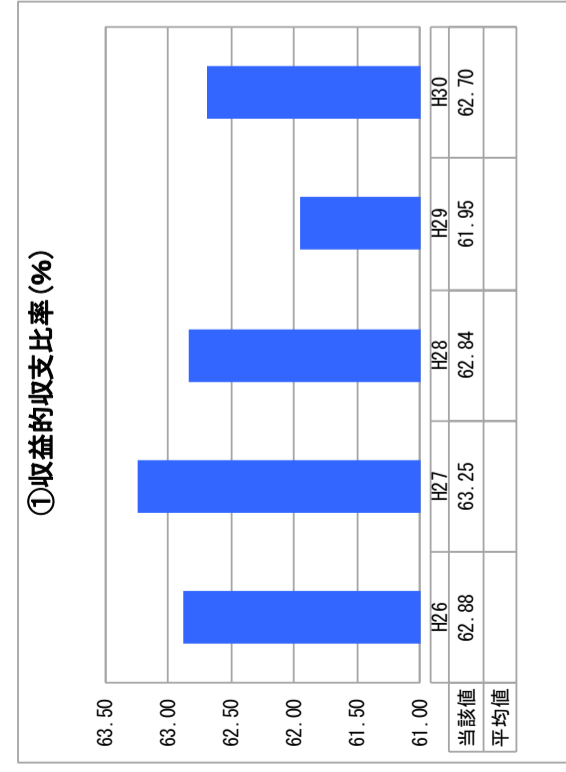
人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
11,816	64.25	183.91
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
1,627	0.59	2,757.63

グラフ凡例

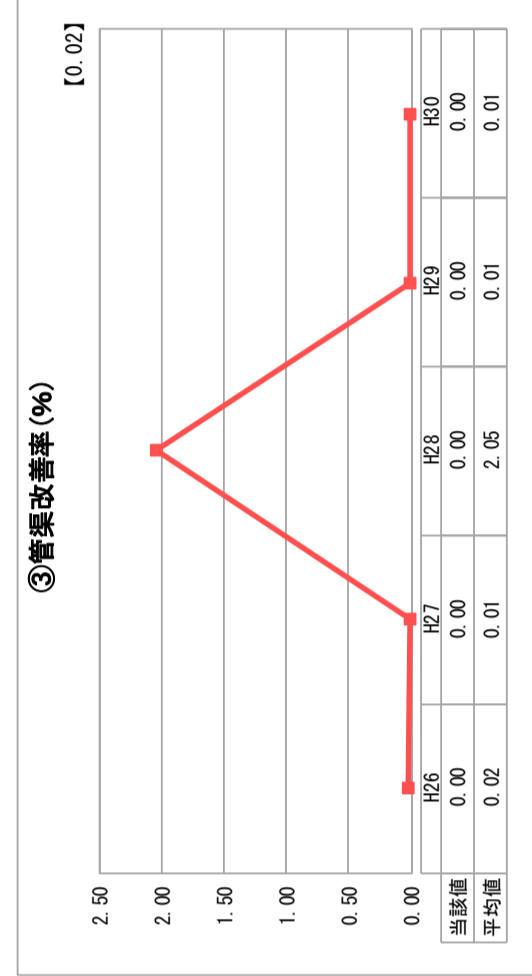
- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)

【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

農業集落排水事業は、鴻之宿地区については平成2年度、赤羽西南地区については平成14年度に供用開始し、現在では整備が完了した事業である。平成30年度末での処理人口は、1,627人である。使用料の料金体系は世帯割と人数割から料金が決まっており、住民票を基準としており、年少化等の社会的影響を受けやすく、処理人口が年々減少傾向にあり、それに比例し料金収入が減少している。

収益的収支の数値で見てみると、同数値の比率は例年80%前後で推移している。これは、前述の料金収入の減少と及び施設の老朽化等による修繕の支出が多くなったことを表しており、経費回収率をみると、例年75%前後で推移しており、料金収入により賅うべきところに関して痛い状態にある。

水洗化状況に関しては、整備が完了している事業で、90%超という数値で推移している。料金収入増の観点からも、未加入の方に対して継続的に加入への啓発を行っていききたい。

2. 老朽化の状況について

市貝町農業集落排水事業は2地区で事業を展開し整備は完了しており、いずれも供用開始から年数の経過したものとなっている。

特に、平成2年度に供用開始をした鴻之宿地区では、処理場のほかが管渠やマンホール場でも多数の修繕箇所が見受けられる状況にある。

平成14年度に供用開始をした赤羽西南地区では、比較的施設も新しいので緊急修繕箇所は多くはないが、細かい機器等での修繕は頻出する現状である。

全体総括

市貝町農業集落排水事業は、既に整備が完了した事業であり、水洗化率は90%超の高い数値で推移している。

しかしながら、年少化等の社会的要因の影響を受け処理人口が年々減少し料金収入も比例して減少しているところである。

施設の老朽化についても、供用開始から20年以上経過しているものもあるので計画的に更新していく必要がある。施設の更新が増加している料金収入の減少に加え、施設の更新が増加している現状について、非常に厳しい状況にある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。